二十一	操業区域の20	一そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	二			
二十二	操業区域の21	一そうびき又は二そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	一	(一)		
		一そうびき及び二そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	一	(二)		
二十三	操業区域の22	一そうびき又は二そうびき	一五トン以上八五トン未満	一五トン以上一二六トン未満	二			
二十四及び24	操業区域の23及び	一そうびき又は二そうびき	一五トン以上八五トン未満	一五トン以上一二六トン未満	一			
二十五	操業区域の29	一そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	一五			
二十六及び26	操業区域の29、5	一そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	二	(一)		
			一五トン以上五〇トン未満	一五トン以上七六トン未満	二	(二)		
二十七及び26	操業区域の29	一そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	一			
二十八	操業区域の30	一そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	三			
二十九	操業区域の32	一そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	三			
三十26	操業区域の32及び	一そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	一三	(一)		
			一五トン以上五〇トン未満	一五トン以上七六トン未満	三	(二)		
三十一及び26	操業区域の33	一そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	九	(一)		
			一五トン以上五〇トン未満	一五トン以上七六トン未満	二	(二)		
			一五トン以上六五トン未満	一五トン以上九六トン未満	一	(三)		
三十二及び26	操業区域の34	一そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	一	(一)		
			一五トン以上五〇トン未満	一五トン以上七六トン未満	八	(二)		
			一五トン以上六五トン未満	一五トン以上九六トン未満	八	(三)		

三十三	操業区域の35	一そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	一			
三十四及び26	操業区域の35	一そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	一	(一)		
			一五トン以上六五トン未満	一五トン以上九六トン未満	一	(二)		
三十五及び26	操業区域の37	一そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	一一			
三十六及び26	操業区域の38	一そうびき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上四一トン未満	四	(一)		
			一五トン以上五〇トン未満	一五トン以上七六トン未満	七	(二)		
			一五トン以上六五トン未満	一五トン以上九六トン未満	四九	(三)		
			一五トン以上八五トン未満	一五トン以上一二六トン未満	一	(四)		
三十七及び26	操業区域の38、41	一そうびき	一五トン以上六五トン未満	一五トン以上九六トン未満	九			
三十八	操業区域の40	一そうびき又は二そうびき	一五トン以上六五トン未満	一五トン以上九六トン未満	六			
三十九	操業区域の43	一そうびき又は二そうびき	一五トン以上六五トン未満	一五トン以上九六トン未満	二			
四十46	操業区域の43及び	一そうびき又は二そうびき	一五トン以上五〇トン未満	一五トン以上七六トン未満	八			
四十一及び46	操業区域の44及び	一そうびき又は二そうびき	一五トン以上五〇トン未満	一五トン以上七六トン未満	二〇			
四十二及び46	操業区域の45及び	一そうびき又は二そうびき	一五トン以上五〇トン未満	一五トン以上七六トン未満	二			
四十三	操業区域の47	一そうびき及び二そうびき	一五トン以上一五〇トン未満	一五トン以上一八五トン未満	一三			

二　許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十四年三月二十六日から同年六月二十六日まで

備考

1　この告示に係る許可の有効期間は、平成二十四年八月一日から平成二十九年七月三十一日までとする。

2　この告示において「新トン数」とは、昭和五十七年七月十八日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕をいう。）が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。